

5 受験年齢制限、 情報公開・不正防止のための措置

2 採用選考の内容・基準等の公表 1/2

区分	試験問題の公表			解答の公表			配点の公表		
	公表方法			公表方法			公表方法		
	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他
県市名									
01 北海道	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示
02 青森県	○	○		○	○		○	○	
03 岩手県	○	○		○	○		○	○	
04 宮城県	○	○		○	○		○	○	
05 秋田県	○	○		○	○		○	○	
06 山形県	○	○		○	○		○	○	
07 福島県	○	○		○	○		○	○	
08 茨城県	○	○		○	○		○	○	
09 栃木県	○	○		○	○		○	○	
10 群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 埼玉県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能・情報公開請求者に開示	○	○		○	○	
12 千葉県	○	○		○	○	○	○	○	○
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 神奈川県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能・情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示
15 新潟県	○	○		○	○		○	○	○
16 富山県	○	○		○	○		○	○	
17 石川県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能	○	○		○	○	○
18 福井県	○	○		○	○	○	○	○	○
19 山梨県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 長野県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能	○	○	○	○	○	○
21 岐阜県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能	○	○		○	○	○
22 静岡県	○	○		○	○		○	○	○ 筆記試験の配点は問題に明示
23 愛知県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示
24 三重県	○		○ 情報公開請求者に開示、問題の持ち帰りが可能	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	
25 滋賀県	○	○		○	○		○	○	
26 京都府	○	○		○	○		○	○	
27 大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○ 受験案内に記載
28 兵庫県	○	○		○	○		○	○	○
29 奈良県	○	○		○	○		○	○	
30 和歌山県	○	○	○ 県庁情報公開コーナーで閲覧及びコピー可	○	○	○ 県庁情報公開コーナーで閲覧及びコピー可	○	○	
31 鳥取県	○	○		○	○	○	○	○	
32 島根県	○	○	○ 持ち帰り可、情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示
33 岡山県	○	○		○	○		○	○	
34 広島県	○	○	○	○	○	○	○	○	
35 山口県	○	○		○	○		○	○	
36 徳島県	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示	○	○	○ 情報公開請求者に開示
37 香川県	○	○		○	○		○	○	
38 愛媛県	○	○		○	○		○	○	
39 高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 福岡県	○	○		○	○		○	○	
41 佐賀県	○	○		○	○		○	○	
42 長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43 熊本県	○	○		○	○		○	○	
44 大分県	○	○	○ 問題の持ち帰りが可能	○	○	○	○	○	○
45 宮崎県	○	○		○	○		○	○	
46 鹿児島県	○	○		○	○		○	○	
47 沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	試験問題の公表				解答の公表				配点の公表			
	公表方法				公表方法				公表方法			
	一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他		一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他		一般閲覧可能	ホームページ掲載	その他	
県市名												
48 札幌市	○	○			○	○			○	○		
49 仙台市	○	○			○	○	○		○	○	○	
50 さいたま市	○	○	○		○	○			○	○		
51 千葉市	○	○			○	○	○		○	○	○	
52 横浜市	○	○		○ 問題の持ち帰り	○	○			○	○		
53 川崎市	○	○			○	○			○	○		
54 相模原市	○	○		○ 課題作文のみホームページに掲載	○	○			○	○	○	
55 新潟市	○	○			○	○			○	○		
56 静岡市	○	○		○ 問題の持ち帰りが可能	○	○		○ 情報公開請求者に開示	○	○		○ 情報公開請求者に開示
57 浜松市	○	○		○ 問題の持ち帰りが可能	○	○			○	○		
58 名古屋市	○	○			○	○			○			○ 情報公開請求者に開示
59 京都市	○	○			○	○			○	○	○	
60 大阪市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
61 堺市	○	○	○		○	○	○		○			○ 受験案内に記載
62 神戸市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
63 岡山市	○	○			○	○			○	○		
64 広島市	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
65 北九州市	○	○			○	○			○	○		
66 福岡市	○	○			○	○			○	○		
67 熊本市	○	○			○	○			○	○		
68 豊能地区	○	○	○		○	○	○		○		○	
合計	68 (68)	67	17	16	68 (67)	67	25	8	68 (67)	62	30	10

(注) 1 合計については、実施した県市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

3 本人への成績開示の状況 (1)1次試験

区分 区市名	1次試験														
	実施の有無	開示方法					開示内容								
		受験者全員	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他(※)	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他
01 北海道	○				○				○						
02 青森県	○	○				○			○	○					
03 岩手県	○	○							○		○	○			
04 宮城県	○	○				○			○						
05 秋田県	○	○				○			○	○	○				
06 山形県	○	○				○			○	○	○	○			
07 福島県	○				○				○	○	○	○	○		
08 茨城県	○			○	○	○	○	○	○						○ 合格最低点
09 栃木県	○		○			○									
10 群馬県	○			○	○	○						○			
11 埼玉県	○				○	○			○	○	○	○			
12 千葉県	○				○	○			○						
13 東京都	○			○	○	○			○						
14 神奈川県	○				○				○						
15 新潟県	○		○			○			○			○			
16 富山県	○				○		○	○	○						○ 面接(個人、集団)の得点、実技検査の得点、小論文の得点
17 石川県	○				○				○	○	○	○	○		
18 福井県	○		○		○	○			○	○					○ 筆記試験と実技試験の両方がある受験教科は合計点数
19 山梨県	○				○		○	○	○						
20 長野県	○		○			○			○	○	○	○			○ 一般教養と専門教科の平均点
21 岐阜県	○		○			○									
22 静岡県	○			○	○	○			○	○	○	○			
23 愛知県	○	○							○	○		○			○ 受験者本人記載の答案用紙(OCRシート)、口述試験の所見、教科専門Ⅰの評定
24 三重県	○	○			○				○	○		○			○ 加点の合計点数、各試験項目の平均点
25 滋賀県	○	○							○	○	○	○			○ 総合判定の合格最低点
26 京都府	○	○							○	○		○			
27 大阪府	○		○				○		○						
28 兵庫県	○		○				○	○							
29 奈良県	○		○		○		○	○	○	○					
30 和歌山県	○				○				○	○		○			○ 筆記試験のランク
31 鳥取県	○	○			○		○	○	○			○			○ 開示請求者の請求項目に応じて開示。ただし、全部開示、部分開示、非開示等については実施機関において判断。
32 島根県	○				○										○ 筆記試験得点の段階
33 岡山県	○		○						○	○					
34 広島県	○	○				○			○	○					
35 山口県	○		○			○									○ 筆記試験、実技試験、面接の評価ランク
36 徳島県	○				○		○	○	○	○	○				
37 香川県	○		○			○			○	○	○	○			
38 愛媛県	○				○		○	○	○	○	○				○ 加点制度による評価点
39 高知県	○				○				○						
40 福岡県	○		○		○		○		○	○	○				
41 佐賀県	○				○		○		○						
42 長崎県	○		○			○			○	○					
43 熊本県	○		○				○		○						○ 実技考査の得点
44 大分県	○	○			○		○		○	○		○	○		○ 各志望種、教科・科目における教養・専門試験及び実技試験の合計点での合格最低点
45 宮崎県	○				○		○		○	○		○			
46 鹿児島県	○				○		○		○	○		○			
47 沖縄県	○		○				○		○	○					

区分	1次試験														開示内容	
	開示方法							開示内容								
	実施の有無	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他(※)	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定		模擬授業判定
区市名																
48 札幌市	○					○				○						
49 仙台市	○	○					○			○			○			
50 さいたま市	○			○		○	○		○	○	○			○		
51 千葉市	○					○				○						
52 横浜市	○	○						○	○	○						
53 川崎市	○			○		○		○		○						
54 相模原市	○					○				○						
55 新潟市	○			○		○				○		○	○	○	○	
56 静岡市	○				○	○		○		○	○	○	○	○		
57 浜松市	○				○	○		○		○	○	○	○	○		
58 名古屋市	○			○		○		○		○	○			○		
59 京都市	○				○	○		○		○	○					○ 筆記試験、面接試験、実技試験、論文試験の得点
60 大阪市	○			○		○			○	○	○					○ 面接点、合格基準点、合格最低点、合格者数
61 堺市	○			○				○	○	○	○					
62 神戸市	○			○					○							
63 岡山市	○			○								○				○ 筆記試験の正答数
64 広島市	○	○						○			○	○				
65 北九州市	○					○			○	○	○	○	○			
66 福岡市	○			○				○		○	○			○		
67 熊本市	○			○		○			○	○	○		○			○ 各試験内容の基準点、合格最低点
68 豊能地区	○			○						○	○	○				
合計	68	15	3	23	10	36	2	36	16	25	60	28	23	20	3	18
	(68)	(15)	(3)	(23)	(10)	(33)	(5)	(35)	(16)	(25)	(59)	(33)	(23)	(22)	(3)	(24)

- (注) 1 合計については、実施した区市の実数である。()内の数字は、前年度の数値である。
2 開示請求には、不合格者のみを対象とする区市、簡易開示請求による区市を含む。
3 開示方法によって公開している内容が異なる場合がある。

※ その他の開示方法の例

合格者のうちすべての試験を受験した方について合格区分を通知
一次選考合格者に対し、二次選考の結果と共に通知

3 (2)2次試験

区分	2次試験													
	開示方法					開示内容								
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求 その他	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他
県市名														
01 北海道					○	○				○	○	○		○ 適性検査の判定
02 青森県	○					○				○	○	○		
03 岩手県	○					○				○				
04 宮城県	○					○	○			○	○			○ 集団討議の判定
05 秋田県	○					○				○		○		
06 山形県	○					○				○	○	○		
07 福島県					○					○		○	○	○ 適性検査及び身体検査の適否
08 茨城県				○			○	○						○ 合格最低点
09 栃木県			○			○								
10 群馬県				○	○	○				○	○	○		
11 埼玉県					○	○				○	○	○	○	
12 千葉県					○	○								
13 東京都				○		○								
14 神奈川県					○			○		○	○	○	○	
15 新潟県			○			○		○		○	○		○	
16 富山県					○		○	○	○					○ 面接(個人、集団)の得点、実技検査の得点、小論文の得点
17 石川県														
18 福井県			○		○	○		○	○	○		○		
19 山梨県					○		○	○		○	○	○	○	
20 長野県	○					○			○	○	○	○		○ 一般教養、専門教科の平均点
21 岐阜県			○			○								
22 静岡県					○					○	○	○		
23 愛知県	○								○	○	○	○		○ 教科専門Ⅱの得点、実技試験の得点、教科専門Ⅱの評定、小論文の評定、口述試験の評定、クレペリン検査
24 三重県	○				○					○	○	○		○ 各試験項目の平均点
25 滋賀県	○							○		○	○		○	○ 総合判定の合格最低点
26 京都府	○							○		○	○		○	
27 大阪府				○			○	○	○	○				
28 兵庫県			○				○	○						
29 奈良県	○				○		○	○		○	○			
30 和歌山県					○				○	○	○	○	○	
31 鳥取県	○				○	○	○		○					○ 開示請求者の請求項目に応じて開示。ただし、全部開示、部分開示、非開示等については実施機関において判断。
32 島根県			○							○	○	○	○	
33 岡山県	○								○	○	○	○	○	
34 広島県	○					○				○	○		○	
35 山口県			○			○								○ 小論文、集団面接、個人面接、実技試験等の評価ランク
36 徳島県					○		○	○		○	○	○	○	
37 香川県		○				○		○		○	○	○	○	
38 愛媛県					○		○	○	○	○		○		○ 加点制度による評価点
39 高知県					○			○	○	○	○		○	
40 福岡県			○		○	○				○	○		○	
41 佐賀県				○		○				○		○		
42 長崎県		○				○				○	○	○	○	
43 熊本県			○											○ 論述、面接、模擬授業、実技考査の得点
44 大分県	○				○		○			○		○		○ 口頭試問の得点
45 宮崎県				○	○	○				○	○		○	
46 鹿児島県					○	○				○				
47 沖縄県		○				○	○			○	○	○	○	

区分 区市名	2次試験														開示内容 その他		
	開示方法						開示内容										
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定			
48 札幌市					○		○				○	○			○	教科等指導法検査の判定	
49 仙台市	○						○				○					○	教育実践力面接の判定
50 さいたま市			○		○		○		○		○	○	○				
51 千葉市					○		○										
52 横浜市	○							○	○		○	○	○	○			
53 川崎市			○		○		○		○		○	○	○				
54 相模原市			○						○		○	○	○	○			
55 新潟市			○		○						○	○					
56 静岡市					○						○	○					○ グループ活動試験の判定
57 浜松市					○		○				○		○	○			
58 名古屋市			○		○		○				○	○					
59 京都市				○	○		○		○								○ 論文試験, 面接試験, 模擬授業, 実技試験の得点
60 大阪市			○		○			○	○	○							○ 実技得点、面接点、合格基準点、合格最低点、合格者数
61 堺市	○						○	○	○	○							
62 神戸市			○					○									
63 岡山市	○										○	○	○		○		○ 筆記試験の正答数
64 広島市	○						○				○	○	○				
65 北九州市					○			○	○		○	○	○	○			
66 福岡市			○				○			○	○	○	○	○			
67 熊本市			○		○				○		○	○	○	○			○ 各試験内容の基準点、合格最低点
68 豊能地区			○						○	○	○	○	○	○			
合計	20	3	20	6	33	0	35	16	30	15	51	43	30	27			21
	(19)	(3)	(20)	(7)	(30)	(1)	(33)	(16)	(29)	(16)	(50)	(45)	(31)	(30)			(29)

- (注) 1 合計については、実施した区市の実数である。()内の数字は、前年度の数値である。
2 開示請求には、不合格者のみを対象とする区市、簡易開示請求による区市を含む。
3 開示方法によって公開している内容が異なる場合がある。

※ その他の開示方法の例

合格者のうちすべての試験を受験した方について合格区分を通知
一次選考合格者に対し、二次選考の結果と共に通知

3 (3)3次試験

区分 縣市名	3次試験														
	開示方法					開示内容									
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他
01 北海道															
02 青森県															
03 岩手県															
04 宮城県															
05 秋田県															
06 山形県															
07 福島県															
08 茨城県															
09 栃木県															
10 群馬県															
11 埼玉県															
12 千葉県															
13 東京都															
14 神奈川県															
15 新潟県															
16 富山県															
17 石川県															
18 福井県															
19 山梨県															
20 長野県															
21 岐阜県															
22 静岡県															
23 愛知県															
24 三重県															
25 滋賀県															
26 京都府															
27 大阪府			○				○	○	○	○	○				
28 兵庫県															
29 奈良県															
30 和歌山県															
31 鳥取県															
32 島根県															
33 岡山県															
34 広島県															
35 山口県															
36 徳島県															
37 香川県															
38 愛媛県															
39 高知県															
40 福岡県															
41 佐賀県															
42 長崎県															
43 熊本県															
44 大分県	○				○			○		○					
45 宮崎県															
46 鹿児島県															
47 沖縄県		○						○	○	○		○	○		

区分	3次試験														
	開示方法						開示内容								
	受験者全員	受験者のうち事前希望者	不合格者全員	不合格者のうち事前希望者	開示請求	その他	総合判定ランク	総合判定順位	総合判定得点	筆記得点	面接判定	実技判定	論文・作文判定	模擬授業判定	その他
県市名															
48 札幌市															
49 仙台市															
50 さいたま市															
51 千葉市															
52 横浜市															
53 川崎市															
54 相模原市															
55 新潟市															
56 静岡市															
57 浜松市															
58 名古屋市															
59 京都市															
60 大阪市															
61 堺市															
62 神戸市															
63 岡山市															
64 広島市															
65 北九州市															
66 福岡市															
67 熊本市															
68 豊能地区															
合計	1	1	1	0	1	0	0	2	3	1	3	1	1	1	0

- (注) 1 合計については、実施した県市の実数である。()内の数字は、前年度の数値である。
2 開示請求には、不合格者のみを対象とする県市、簡易開示請求による県市を含む。
3 開示方法によって公開している内容が異なる場合がある。

※ その他の開示方法の例

合格者のうちすべての試験を受験した方について合格区分を通知
一次選考合格者に対し、二次選考の結果と共に通知

4 不正防止のための取組 (1)業務段階ごとのチェック体制

区分 縣市名	業務段階ごとのチェック体制			特段の対応を行っていない
	複数者でチェックする体制	業務段階ごとに独立した委員会等で実施	情報技術によるセキュリティ確保	
01 北海道	○		○	
02 青森県	○	○	○	
03 岩手県	○			
04 宮城県	○			
05 秋田県	○	○	○	
06 山形県	○	○	○	○ 問題の作成・検討については、教科ごとに委員会を組織して実施している。
07 福島県	○		○	
08 茨城県	○			
09 栃木県	○		○	
10 群馬県	○			
11 埼玉県	○		○	
12 千葉県	○	○	○	
13 東京都	○	○	○	
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○			
17 石川県	○		○	
18 福井県	○		○	
19 山梨県	○	○	○	
20 長野県	○	○	○	
21 岐阜県	○		○	
22 静岡県	○	○	○	
23 愛知県	○	○	○	○ 1次試験の採点は、数字で記入された解答用紙をOCR(光学式文字読取装置)で読取り、データ化したものを電算処理している。2次試験では無記名の答案を複数の採点者が別々に採点している。
24 三重県	○		○	
25 滋賀県	○		○	
26 京都府	○		○	
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県	○		○	
30 和歌山県	○	○	○	
31 鳥取県	○		○	○ 選考業務担当課以外の教育委員会事務局職員による、答案の得点・評価表の評価と選考資料の突合。選考業務担当者以外の教育委員会事務局職員による採点の点検。
32 島根県	○		○	
33 岡山県	○	○	○	
34 広島県	○		○	○ 広島市教育委員会と共同で教員採用試験を実施しており、各プロセスにおいて、県と広島市による相互チェック体制が整っている。
35 山口県	○	○	○	
36 徳島県	○		○	○ 問題作成者以外の検討委員による事前・事後チェック体制をとっている。
37 香川県	○			
38 愛媛県	○	○	○	
39 高知県	○	○		
40 福岡県	○		○	
41 佐賀県	○			○ 採点結果の入力・点検からデータの保管、選考資料の印刷作成について、外部機関である人事委員会の協力を得ている。
42 長崎県	○		○	
43 熊本県	○		○	
44 大分県	○	○	○	
45 宮崎県	○	○	○	
46 鹿児島県	○		○	
47 沖縄県	○			

区分	業務段階ごとのチェック体制				特段の対応を行っていない
	複数者でチェックする体制	業務段階ごとに独立した委員会等で実施	情報技術によるセキュリティ確保	その他	
縣市名					
48 札幌市	○		○		
49 仙台市	○				
50 さいたま市	○		○		
51 千葉市	○	○	○		
52 横浜市	○		○		
53 川崎市	○				
54 相模原市	○		○		
55 新潟市	○	○	○		
56 静岡市	○		○	○ データ入力、教育委員会の事務局の行政職員が行っている。	
57 浜松市	○	○	○		
58 名古屋市	○				
59 京都市	○		○		
60 大阪市	○		○		
61 堺市	○				
62 神戸市	○		○		
63 岡山市	○	○	○		
64 広島市	○		○	○ 広島県教育委員会と共同で教員採用試験を実施しており、各プロセスにおいて、市と県による相互チェック体制が整っている。	
65 北九州市	○		○		
66 福岡市	○		○		
67 熊本市	○		○		
68 豊能地区	○		○	○ 問題の作成は問題作成委員会の複数のメンバーで行っている。作成された問題は、検討会・審査会の2段階で議論し、決定している。採点は独立した3系統で実施し、最後に突合を行う。	
合計	68 (68)	20 (16)	55 (54)	9 (11)	0 (0)

(注) 1 合計については、実施した縣市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

4 (2)元データと確定データとの突合チェック

区分	筆記試験の答案や面接試験の判定等の元データと 選考後の確定データとの突合チェック			行っていない
	教育委員会事務局内で行う	教育委員会事務局以外で行う	その他	
縣市名				
01 北海道	○			
02 青森県	○			
03 岩手県	○			
04 宮城県	○			
05 秋田県	○			
06 山形県	○			
07 福島県	○			
08 茨城県	○			
09 栃木県	○			
10 群馬県	○			
11 埼玉県	○			
12 千葉県	○			
13 東京都	○	○		
14 神奈川県	○			
15 新潟県	○		○ 採用決定に先立ち、教育委員による突合チェックを行う。	
16 富山県		○		
17 石川県	○			
18 福井県	○		○ 民間の方による選考過程の点検。	
19 山梨県	○			
20 長野県		○		
21 岐阜県	○			
22 静岡県	○			
23 愛知県	○			
24 三重県	○			
25 滋賀県	○			
26 京都府	○			
27 大阪府	○			
28 兵庫県	○	○		
29 奈良県	○			
30 和歌山県	○			
31 鳥取県	○			
32 島根県	○			
33 岡山県	○			
34 広島県			○ 答案や面接結果を転記した元データ(複数によりチェック)を、合格者の最終確定まで変更せずに使用することにより、同一性を確保している。	
35 山口県	○			
36 徳島県	○			
37 香川県	○			
38 愛媛県	○			
39 高知県	○			
40 福岡県	○			
41 佐賀県			○ 選考委員会で使用した「受験番号・氏名なし」の選考資料と人事委員会が保管していた「受験番号・氏名あり」の選考資料を、選考委員会後に教育委員会事務局と人事委員会事務局が合同で突合しながら「選考結果原本」を作成する。	
42 長崎県	○			
43 熊本県	○			
44 大分県		○		
45 宮崎県	○			
46 鹿児島県	○			
47 沖縄県	○			

区分	筆記試験の答案や面接試験の判定等の元データと 選考後の確定データとの突合チェック			
	教育委員会事務局内で行う	教育委員会事務局以外で行う	その他	行っていない
縣市名				
48 札幌市	○			
49 仙台市	○			
50 さいたま市	○	○		
51 千葉市	○			
52 横浜市	○			
53 川崎市	○			
54 相模原市	○			
55 新潟市	○			
56 静岡市	○			
57 浜松市	○			
58 名古屋市	○			
59 京都市	○			
60 大阪市	○			
61 堺市	○			
62 神戸市	○			
63 岡山市	○			
64 広島市			○ 答案や面接結果を転記した元データ(複数によりチェック)を、合格者の最終確定まで変更せずに使用することにより、同一性を確保している。	
65 北九州市	○			
66 福岡市	○			
67 熊本市	○			
68 豊能地区	○			
合計	62 (61)	6 (7)	5 (5)	0 (1)

(注) 1 合計については、実施した縣市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

4 (3) 業務における受験者の匿名化

区分	業務における受験者の匿名化		特段の対応を行っていない
	採点者に氏名・受験番号が 分からないように配慮	集計時等に受験番号を整理番号に置き換えるなど受験者を特定できないようにしている	
県市名			その他
01 北海道	○		○ 登録判定資料を受検者名受検番号を記載せずに作成、集計表、一覧表の作成は複数でチェックを行う。
02 青森県			○ 解答用紙には受験者名を記入させず、受験番号のみ記入させている。
03 岩手県			○ 答案用紙は受験番号のみ記入。採点は必ず複数で対応。
04 宮城県		○	
05 秋田県	○		
06 山形県	○		○ 合否判定資料に受験者の氏名を記載しない。
07 福島県	○	○	○ 解答用紙には受験番号のみを記入させ、選考会議でも個人が特定できないようにしている。
08 茨城県	○		
09 栃木県		○	
10 群馬県	○	○	
11 埼玉県	○	○	
12 千葉県	○		
13 東京都	○		
14 神奈川県			○ 論文試験の採点については、採点者に受験者名や受験番号がわからないように配慮している。
15 新潟県	○	○	
16 富山県	○	○	
17 石川県	○		
18 福井県	○	○	
19 山梨県	○	○	
20 長野県	○	○	
21 岐阜県			○ 採点者に受験番号がわからないようにしているが、受験番号を置き換えることは事務上のミスにつながりやすいため行っていない。
22 静岡県	○		
23 愛知県			○ 採点者に受験者名がわからないよう配慮している。
24 三重県	○	○	○ 筆答試験はマークシート方式で、採点を外部委託している。第1次選考における集団面接は、受験番号だけで行っている。
25 滋賀県	○	○	
26 京都府	○	○	○ ・判定用データ作成に教職員人事課が関与しない。マークシートの活用(一般教養試験・面接試験)、採点者が直接データ入力(専門教科・実技試験)。・合否判定に係る会議、資料作成にあたっては、受験者氏名を伏せて(整理番号に置き換えた上で)判定を行う。
27 大阪府	○		
28 兵庫県	○		
29 奈良県	○	○	
30 和歌山県	○	○	
31 鳥取県		○	○ 採点者には受験者名がわからないよう、解答用紙には受験番号のみを記載することとしている。
32 島根県	○	○	
33 岡山県	○		
34 広島県	○		○ 合否の審議に当たって、受験者の氏名、受験番号を伏せて行う。
35 山口県	○	○	
36 徳島県	○		
37 香川県	○		
38 愛媛県	○		
39 高知県	○		○ 筆記審査の採点は業務委託。
40 福岡県	○		

区分 区市名	業務における受験者の匿名化			特段の対応を行っていない
	採点者に氏名・受験番号が 分からないように配慮	集計時等に受験番号を整理番号に置き 換えるなど受験者を特定できないよう にしている	その他	
41 佐賀県	○			
42 長崎県	○			
43 熊本県	○	○		
44 大分県	○	○		
45 宮崎県	○	○		
46 鹿児島県	○			
47 沖縄県	○			
48 札幌市	○	○		
49 仙台市	○	○		
50 さいたま市			○ 論文採点時及び採用者決定時には、受験者を特定できないように受験番号のみで処理。	
51 千葉市	○			
52 横浜市	○		○ 合否判定にあたっては、得点と順位、合格人数に基づいて判定を行っており、受験者の氏名は使用しない。	
53 川崎市			○ 採点や面接などでは匿名配慮は行っていないが、判定資料は受験番号のみの表記としている。	
54 相模原市		○	○ 課題作文採点時は、マスクングにより受験者を特定できないようにしている。	
55 新潟市	○	○		
56 静岡市	○	○		
57 浜松市	○	○		
58 名古屋市	○	○		
59 京都市	○			
60 大阪市	○			
61 堺市	○			
62 神戸市	○			
63 岡山市	○			
64 広島市	○		○ 合否の審議に当たって、受験者の氏名、受験番号を伏せて行う。	
65 北九州市	○			
66 福岡市	○			
67 熊本市			○ 採点者に受験者名が分からないようにしている。	
68 豊能地区	○			
合計	56 (55)	28 (30)	19 (22)	0 (0)

(注) 1 合計については、実施した区市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

4 (4) 公正な面接試験の確保

区分 縣市名	公正な面接試験の確保				特段の対応を行っていない
	利害関係者が面接しない	不要な情報を求めない	起用面接委員に民間人や保護者等を	その他	
01 北海道	○	○	○		
02 青森県	○	○	○		
03 岩手県	○	○	○		
04 宮城県	○				
05 秋田県	○	○			
06 山形県	○	○	○	○ 面接委員に受験番号のみ伝え、氏名が分からないようにしている。また、面接の直前まで、担当する受験者や面接会場等が分からないようにしている。	
07 福島県	○	○	○	○ 面接官に受験者名が分からないようにしている。	
08 茨城県	○	○	○		
09 栃木県	○	○	○		
10 群馬県	○	○	○		
11 埼玉県	○	○	○		
12 千葉県	○	○	○	○ 採用選考の趣旨や面接官としての心得等を2回の研修を通して確認。	
13 東京都	○	○		○ 面接委員には、民間企業管理職等を含む様々な分野に依頼しており、あらかじめどの受験者がどの面接委員に当たるかわからない仕組みになっている。	
14 神奈川県	○	○	○	○ 面接員に対して、面接を担当する受験者を当日まで知らせない。	
15 新潟県	○	○	○		
16 富山県	○	○	○	○ どの受験者を面接するかは、当日まで面接委員には知らせない。	
17 石川県	○	○			
18 福井県	○	○	○		
19 山梨県	○	○			
20 長野県	○	○	○		
21 岐阜県	○	○			
22 静岡県	○	○	○		
23 愛知県	○	○	○	○ 面接委員研修会を実施し、面接官の資質向上と面接方法の習得を図っている。	
24 三重県	○	○		○ 面接の直前まで、面接官に面接会場教室や担当する受験者を知らせていない。	
25 滋賀県	○	○	○		
26 京都府	○	○	○		
27 大阪府	○	○		○ どの受験者を面接するかは、直前まで面接員にわからないようにしている。	
28 兵庫県	○	○			
29 奈良県	○	○	○		
30 和歌山県	○	○	○		
31 鳥取県	○	○		○ 面接官に対して、別日程で事前研修会を開催している。	
32 島根県	○	○	○		
33 岡山県	○	○	○		
34 広島県	○	○			
35 山口県	○	○	○	○ 事前に志願書の履歴欄から受験者の臨探勤務校を確認し、該当受験者の面接グループの面接委員に勤務校関係者を充てないようにしている。 面接試験及び実技試験において、面接官及び評定者に受験者名及び受験番号が分からないよう整理番号札を利用して実施している。	
36 徳島県	○	○	○		
37 香川県	○	○	○		
38 愛媛県	○	○	○		
39 高知県	○	○	○		
40 福岡県	○		○		

区分 区市名	公正な面接試験の確保				特段の対応を行っていない
	利害関係者が面接しない	不要な情報を求めない	面接委員に民間人や保護者等を起用	その他	
41 佐賀県	○	○	○		
42 長崎県	○	○	○		
43 熊本県	○	○	○	○ 試験員説明会で公正な面接試験実施に向けた注意喚起を行っている。	
44 大分県	○	○	○	○ 面接委員に事前説明会を実施。・試験当日まで、担当する受験者の自己紹介書を渡さない。 ○ 受験番号、氏名がわからないように整理番号を使用する。 ○ 受験者1人を立場の異なる複数名の試験委員で評価する。	
45 宮崎県	○	○	○		
46 鹿児島県	○	○	○		
47 沖縄県	○	○	○		
48 札幌市	○	○	○		
49 仙台市	○	○	○		
50 さいたま市	○	○	○		
51 千葉市	○	○	○	○ 採用選考の趣旨や面接官としての心得等を2回の研修を通して確認。	
52 横浜市	○	○	○	○ 民間の業者に委託して面接技法研修を実施し、公平・公正な試験を行えるようにしている。	
53 川崎市	○	○	○		
54 相模原市	○	○	○	○ どの受験者を面接するか、面接員には当日まで知らせない。	
55 新潟市	○	○	○		
56 静岡市	○	○		○ 面接資料では、受験者の氏名、住所等が面接官に分からないようにしている。	
57 浜松市	○	○	○	○ 面接委員の手元資料では、受験者の氏名が分からないようにしている。	
58 名古屋市	○	○	○		
59 京都市	○	○	○	○ 複数の面接官により、面接試験を実施。	
60 大阪市	○	○			
61 堺市	○				
62 神戸市	○		○		
63 岡山市	○	○			
64 広島市	○	○			
65 北九州市	○	○	○		
66 福岡市	○	○			
67 熊本市	○	○			
68 豊能地区	○	○		○ 面接員には、直前まで誰を面接するのか分からないようにしている。	
合計	68 (68)	64 (63)	49 (47)	20 (19)	0 (0)

(注) 1 合計については、実施した区市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

4 (5)教員免許状の有効性の確認

区分	教員免許状の有効性の確認				
	有効性を教員免許管理システムを用いて確認	失効・取上げの状況を官報情報検索ツールにより確認	失効・取上げの状況を官報により確認	有効性を教員免許状の原本や授与証明書、更新講習修了確認証明書により確認	その他
県市名					
01 北海道				○	
02 青森県				○	
03 岩手県			○	○	
04 宮城県	○			○	
05 秋田県		○			
06 山形県	○			○	
07 福島県				○	
08 茨城県			○	○	
09 栃木県			○		○ 願書に教員免許状の修了確認期限又は有効期間の満了日を記載させている。 ○ 採用時に教員免許状の原本を提出させ、確認している。
10 群馬県				○	
11 埼玉県				○	○ 教員免許状の失効・取上げの状況を他の都道府県からの通知により確認している。
12 千葉県				○	
13 東京都		○	○		
14 神奈川県	○			○	
15 新潟県	○	○		○	
16 富山県					○ 教員免許状を平成31年2月末日までに取得している場合、教員免許状授与証明書(平成31年2月1日以降に発行されたもの)、教員免許状を平成31年3月中に取得する、または取得した場合、教員免許状取得見込証明書または教員免許状により確認する。
17 石川県			○	○	
18 福井県	○		○		
19 山梨県	○			○	
20 長野県					○ 免許状のコピーを提出させて確認している。
21 岐阜県		○		○	
22 静岡県		○	○	○	○ 写しの提出により、確認している。
23 愛知県		○			○ 教員免許状の更新については、任用書類提出時に教員免許状の写しの提出とともに、自己申告により確認している。
24 三重県		○			
25 滋賀県				○	○ 取得している免許状の写し、または大学が発行する免許取得見込証明書の提出を求め、確認している。
26 京都府	○			○	○ 名簿登載後の面談時に、免許状管理簿の作成を行っている。
27 大阪府				○	
28 兵庫県				○	
29 奈良県	○	○		○	
30 和歌山県				○	
31 鳥取県	○			○	
32 島根県	○			○	
33 岡山県					○ 採用候補者名簿登録者対象の面談の際に、原本確認を行っている。
34 広島県				○	
35 山口県	○				
36 徳島県				○	
37 香川県				○	
38 愛媛県	○	○		○	
39 高知県				○	
40 福岡県				○	
41 佐賀県	○	○	○	○	
42 長崎県			○	○	
43 熊本県					○ 第三次提出書類として免許状の写しの提出を求め、辞令交付式の際に原本との照合を行う。
44 大分県	○	○	○	○	
45 宮崎県	○				
46 鹿児島県				○	
47 沖縄県					○ 免許状の写しの提出と有効期間、修了確認期限の確認。

区分	教員免許状の有効性の確認				
	有効性を教員免許管理システムを用いて確認	失効・取上げの状況を官報情報検索ツールにより確認	失効・取上げの状況を官報により確認	有効性を教員免許状の原本や授与証明書、更新講習修了確認証明書により確認	その他
区市名					
48 札幌市				○	
49 仙台市				○	
50 さいたま市					○ 第2次試験受験者に免許状の写しを提出させ確認、また採用試験合格者の意向聴取の際に、更新講習対象者から終了確認証明書の提出を求め、確認している。
51 千葉市				○	
52 横浜市					教員免許状授与証明書(原本)を提出させて、確認。 ○ (なお、教員免許状更新確認期限が到来している方には、「更新講習修了確認証明書・修了確認期限延期証明書・免許状更新講習免除証明書」を追加で提出させて、確認。)
53 川崎市				○	○ 県教委の免許失効者情報と照合している。
54 相模原市					○ 2次試験合格後、教員免許状授与証明書を提出。
55 新潟市		○	○	○	
56 静岡市		○	○	○	
57 浜松市		○	○	○	
58 名古屋市					○ 教員免許状の写しを提出させて確認している。
59 京都市	○				
60 大阪市				○	
61 堺市				○	
62 神戸市	○			○	
63 岡山市	○			○	
64 広島市				○	
65 北九州市		○		○	
66 福岡市				○	
67 熊本市			○	○	
68 豊能地区				○	○ 合格者を対象とした事前説明会において、免許状の原本を確認し、写しを提出させる。
合計	18 (14)	15	14 (10)	50 (40)	17 (31)

(注) 1 合計については、実施した区市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。

4 (6)その他の不正防止措置

区分 県市名	その他の不正防止措置				
	選考に係る不正についての通報	教育委員による点検・見直し	し教育委員以外から点検・見直し	関係職員への倫理研修等の実施	その他
01 北海道	○		○		<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員に対して、守秘義務や公正な業務執行について日常的に啓発している。 ○ 守秘義務に関するリーフレットを作成し、検査員に配付している。 ・検査当日に検査員に配付する全ての資料に通し番号を付け、台帳管理するとともに、配付資料を当日中に回収し、資料管理を徹底している。
02 青森県	○	○			
03 岩手県	○		○	○	
04 宮城県	○	○	○	○	
05 秋田県	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題作成委員会においてのみ問題を作成しており、問題作成の間は外部との接触を一切禁じている。三親等以内に受験予定者がいる場合は、採用試験に係る業務から一切外している。
06 山形県	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数チェック体制の徹底、業務の点検・見直し。
07 福島県					<ul style="list-style-type: none"> ○ 選考試験を担当していない管理主事や行政系の職員による点検を実施している。
08 茨城県		○		○	
09 栃木県		○	○	○	
10 群馬県		○	○	○	
11 埼玉県	○	○	○	○	
12 千葉県	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①筆答試験をマークシートとしている。 ②親族に受験者がいる者は、問題作成委員・面接委員・実技委員・筆答委員などすべての採用選考業務に関与させない。 ③採点後の集計等を外部委託している。 ④教育委員からの選考プロセス等の点検及び改善に関する助言を受け、次年度の採用選考に反映させる。 ⑤合格者の受験番号をホームページ上で公表し、個々の問い合わせには応じない。
13 東京都		○			<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 問題作成の部署と選考実施の担当部署が、別組織となっている。 2 面接選考は、面接委員の規模及び起用する分野が広範囲となっており、不正が生じない仕組みとしている。 3 選考実施後のデータの集計・管理は、外部機関へ委託している。可否の判定は、委託機関が作成したデータ表を使って行っており、仮に修正等を都から委託機関へ指示する場合は書面によることになっており、委託機関においても全ての修正履歴が残るよう措置を講じている。 4 データに関わる事務は行政系職員が行っており、担当する職員は2～3年で人事異動により職場が変わることになっている。
14 神奈川県	○			○	
15 新潟県	○	○		○	<ul style="list-style-type: none"> ○ ・親族に受験者がいる場合は、原則として採用関係業務から除外。 ・採用業務担当者は1年限りとし、複数年の担当をさせない。 ・面接には民間面接員を起用する。 ・採用業務を行うパソコンにはパスワードをかけ、ネットワークに接続しない。 ・採点業務は複数人で行う。
16 富山県	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ○ 1次検査後及び2次検査後に、採点から選考までの過程で不正がないか、外部有識者による外部チェックを行っている。
17 石川県	○			○	
18 福井県		○	○		
19 山梨県				○	
20 長野県	○		○	○	

区分 縣市名	その他の不正防止措置				
	選考に係る不正についての通報 等の窓口設置	教育委員による点検・見直し	教育委員会以外から点検・見 し の 助 言 等 を 受 け る	関係職員への倫理研修等の実施	その他
21 岐阜県		○			
22 静岡県		○	○	○	
23 愛知県	○	○	○	○	○ 教員採用に関する適正な選考基準及び方法や選考試験の実施状況を協議するため事務局長の諮問機関として、一般有識者9名、公立学校関係者4名で構成する検討会議を設置し、1次試験、2次試験の可否通知前に開催し公正を期している。
24 三重県				○	○ 複数の者が確認しながら入力した後、他者が点検している。集計は専用ソフトで行われ、集計結果もパスワードで管理された専用サーバーに保存されている。入力作業に携わらなかった者が、選考試験判定資料と元データの突合作業を行い、ミスや不正がないことを確認している。判定会議は、選考に必要な項目のみを整理番号でまとめた資料を用いて行っている。
25 滋賀県		○		○	
26 京都府				○	○ 合格者受験番号をホームページに掲載し、庁内掲示と同時に行っている。
27 大阪府	○	○		○	
28 兵庫県				○	
29 奈良県		○		○	
30 和歌山県		○	○	○	
31 鳥取県	○	○		○	○ 「県内で選出された一定の公職にある者からの提言、要望、意見等に関する取扱要領」(平成14年8月1日施行)により、県内で選出された県議会議員、国会議員、市町村長及び市町村議会議員から県教育委員会の機関に寄せられる提言、要望、意見等については、教育委員会関係機関内の情報の共有化を図り、的確な処理を行うこととしている。 ・教育委員会事務局に教育行政監察担当を2名配置し、問題が発生した場合に内部告発ができる仕組みをとっている。
32 島根県		○	○	○	
33 岡山県	○	○	○	○	
34 広島県		○		○	○ 広島市教育委員会と共同で教員採用試験を実施しており、各プロセスにおいて、県と広島市による相互チェック体制が整っている。
35 山口県	○	○	○	○	
36 徳島県	○	○		○	
37 香川県	○	○			
38 愛媛県	○	○			
39 高知県					
40 福岡県	○			○	
41 佐賀県	○		○	○	
42 長崎県	○	○			
43 熊本県	○			○	
44 大分県	○	○	○	○	○ 県人事委員会との共同実施により、採点や成績処理は県人事委員会が行う。 ・教養試験、専門試験を択一式とし、機械処理を行う。 ・3親等以内の親族が受験者にいる者を、試験業務から外す。 ・指紋認証式のパソコンを使用し、不正アクセスを防止している。 ・教育委員等により構成される選考委員会で、受験番号の入っていない資料により選考する。
45 宮崎県	○	○	○		
46 鹿児島県	○				
47 沖縄県	○	○			

区分 区市名	その他の不正防止措置				
	選考に係る不正についての通報窓口設置	教育委員会による点検・見直し	教育委員会以外から点検・見直しの助言等を受ける	関係職員への倫理研修等の実施	その他
48 札幌市	○		○		
49 仙台市	○	○	○	○	
50 さいたま市	○			○	○ ・試験の各段階での事務を教育委員会内の複数の課の職員が、複数人で行っている。 ・答案原本や評価表等の元データを選考後の確定データとの突合チェックに、外部の人材を起用している。 ・選考事務では、学校の管理職や指導主事、管理主事、行政職が分担し、特定の物だけに権限が集中しないようにしている。 ・試験の各段階での事務は、いつ、どこで、誰が、どのように行うか明確にし、チェックも担当を代えながら複数回実施している。
51 千葉市	○	○	○	○	○ ①筆答試験をマークシートとしている。 ②親族に受験者がいる者は、問題作成委員・面接委員・実技委員・筆答委員などすべての採用選考業務に関与させない。 ③採点後の集計等を外部委託している。 ④教育委員会からの選考プロセス等の点検及び改善に関する助言を受け、次年度の採用選考に反映させる。 ⑤合格者の受験番号をホームページ上で公表し、個々の問い合わせには応じない。
52 横浜市	○			○	○ ①横浜市として「要望記録・公表制度」や「不正防止内部通報制度」等の不正防止制度を確立している。 ②面接員に対して、面接の意図や評価方法等の研修をプロの外部講師を招いて行っている。
53 川崎市					○ 複数の管理職による管理・運営・実施を行っている。
54 相模原市				○	
55 新潟市		○		○	
56 静岡市		○		○	
57 浜松市		○		○	
58 名古屋市			○	○	
59 京都市	○	○		○	
60 大阪市		○		○	○ 「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」に基づき、市政に係る全般的な不正に関して通報又は投書等の窓口を、平成18年から設置している。また、「口利き行為」等の不正な働きかけがあった場合、同条例に基づき、厳正に対応することがルール化されている。
61 堺市					
62 神戸市					○ 教員採用など教員人事を行う部署に行政職を数名加え、教員出身者のみで人事を行わないよう組織内でのチェック体制をとっている。
63 岡山市	○	○	○	○	
64 広島市		○		○	○ 広島県教育委員会と共同で教員採用試験を実施しており、各プロセスにおいて、市と県による相互チェック体制が整っている。
65 北九州市				○	
66 福岡市		○		○	
67 熊本市					○ ・親族に受験生がいる場合は、選考業務から除外している。 ・採用に関する文書ファイルには、関係者以外はアクセスできないように管理している。 ・結果集計は、複数で行っている。
68 豊能地区				○	○ ・問題の作成は問題作成委員会の複数メンバーで行っている。作成された問題は、検討会・審査会の2段階で議論し、決定している。採点は複数で行っている。(独立した3系統で行い、最後に突合) ・合否決定の際には、複数のメンバーで構成された判定会議を設けている。
合計	36 (39)	42 (41)	24 (22)	48 (46)	23 (30)

(注) 1 合計については、実施した区市の実数である。

2 ()内の数字は、前年度の数値である。